

法人ニュース胆江

第7号 平成22年1月



2009 小学生による税のポスター展 金賞作品
奥州市立水沢小学校 6年3組 高橋 心 さん

今年もよろしく
お願いします。
けんた



社団法人胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢区東町4 TEL 24-3141 FAX 24-3148

URL <http://www.tankou.jp> Mail info@tankou.jp

脱デフレの厄介さ

日本が直面する経済的難題は、デフレ状況に要約される。

デフレは経済活力の「収縮」(「萎縮」の方が実感が出る)を意味し、その悪影響は広く「雇用」悪化や

「設備投資」減退などに及ぶ。

デフレ(物価下落局面)とインフレ(物価上昇局面)は物価を軸にして対称的だ。

だが、内容や推移パターンは、大きく異なる。インフレは、本質的に大衆資産の収奪という面があ

2010年 経済展望

経済評論家
松本音彦



るものの、終息までの期間は(デフレに比べ)はるか短い。

デフレは、消費者にはメリットがある一方、失業者増などの悪作用が尾をひき、期間は長引く。

インフレ対応には強烈な特効薬(大幅な利上げと流通資金の締め付け)があるが、デフレの根因は「需要不足」であり、当局が金融・財政両面で相当な緩和策を講じても、速効性ある成果はあがりにくい。

つまり、カネの供給を増やすだけでは問題が根本的に解消しない。

まして、先進国中で最悪の財政難にある日本の財政支出は限られるから尚更だ。むしろ、デフレは物価下落だけでなく、強度の景況不振を伴う。

だが、新規需要・新しい仕事の創出は言うほど容易ではない。

商品分野によって程度は違うが、総じて生産力が大きいわりに購買力が小さい

というアンバランスによる供給過剰が(一部に成長商品があっても)需要全体の伸びを圧迫する。

09年7~9月期における「マクロ・需給ギャップ」はおよそ年35兆円(需要不足)。

この格差を埋めるのは事実上ムリであり、また施策は補正予算程度にとどまる。

これでは、失業者ケアなどには寄与しても、デフレの抜本対応にはなりえない。この施策の限界・速効性の低さ。

ここに、悪性不況・デフレ段階の始末の悪さが集約される。

ただ、新内閣・日銀の「デフレ認定」はいかにも遅すぎた。

前年同月対比での物価(とりわけ「企業物価」)

の下落は09年1月から鮮明になり、デフレ様相は秋口にかけ深まっていた。

にもかかわらず認定が遅れたのは、9~10月時点で景況好転のデータが示され、

政府・日銀が景況判断を上方修正(結果的に誤認)していたため。

結果論になるが、当局のデフレ認識が早目に徹底していたら、少なくとも政権交代の「切れ目」現象は相対緩和されていただろう。

ともかく、限られた財源での施策は「優先順位」の絞り込みが肝要だ。

9年末時点では、この点にまだ不満が残る。

「脱デフレ」の目的が立つのは、今後の新興国・経済活力の好影響を勘案してなお、10年度後半にズレ込むとみておく。

**日本の
「成長戦略不在」批判、
米国における
「出口」接近」説**

デフレ克服に併せ、より深く中長期視野に立つ成長戦略が求められるのは当然。しかし、「現実可能な」成長戦略の構築は、少子・高齢化という構造的変化の

段階に入った日本では、デフレ対応を上回る難題にちがいない。

筆者がみるところ、不在批判の多くは、前政権側からで、具体策がきわめて弱い例が少なくない。

まず規制緩和をもち出すものの、そのアトが続かず。

規制緩和が有効になるには、新しい経済活力の「芽」がありながら、規制で抑制されていることが前提となる。

挙げる緩和対象が、日本経済の成長を左右する存在になりそうもない「軽い」案件が目立つようでは信頼し兼ねる。

しかも、論者の多くが日本経済を今日の姿にした責任の一端を担った方々となれば、笑止というほかないのである。

一方、米国では早くも「出口接近」観が浮上してきた。

この「出口」とは景況不振の暗いトンネルを脱け出す時期を意味し、それだけ

米国経済の立ち直りが日欧より先行しつつあることを示す。

とはいえ、米国には難渋した医療制度改革、金融界に対する規制強化、アフガン処理……の仕上げが残っており、その成否は政権の命運を左右し兼ねない。

したがって、今後の米国状況の観察では、景況（好転）面だけでなく、例年以上に多角的な観点が求められよう。

「ドル離れ」機運と金価格高騰の背景

ここ何年来、ドル安・円高は日本経済にとつて第一級の懸念事になってきた。とくに09年後半から対ドル円水準が近年の節目にさしかかり、輸出依存の高い企業中心に深刻に受け止められている。

為替変動については、当該2国間の金利差で説明されるのはいわば定石で、今回も同じく、日米金利動向

が真つ先に問題にされた。だが、筆者は今回、金利差以上に、いわゆる「ドル離れ」を重視する。

このドル離れの根底に《ドル保有国がそのドル保有比率を下げる意図》を讀むからだ。

すなわち、ドルの信認度が低下した結果と理解する。こうした機運が続く期間を、どうみるか。

金利変動も長期化するところがあるが、前項で触れた米国の「出口」が接近すれば、米国金利は上昇して「超低金利の継続」は崩れる。

だが、「ドル離れ」の力は大きな潮流の変化であり、継続期間は金利動向よりはるかに長くなるろう。

ドル安（円高）の程度では、衰えてきたとはいえず、基軸通貨ドルの強みで、一気にドル安が進行することはない。

だが、中長期の大勢はドル安になる可能性大であり、10年中の対ドル70円台は読

みに入れておきたい。

この一方で、2年半にわたり緩やかな上げ波動にあった金価格は、09年夏から急に上昇度を高めてきた。その背景は、やはりドル安要因になった「ドル離れ」であり、この場合はドル保有の「代替物」としてである。

これも、帰するところ金価値に対する信頼感の高さゆえだが、歴史的にみて金価格上昇が著しい時期は、世界的になんらかの危機感が漂うことが多い点に注意を要する。

危機が高まるにつれ、金富の避難先になるのはいいととして、その「危機」はなにも限る。

なお、「インフレ・ヘッジ」としての金の機能が伝統的に強調されるが、まだ相当な期間、日本ではインフレが生じる可能性はきわめて低い。

そうなるのは、前記の歴大な「需給ギャップ」が大幅に縮小したあとである。

前記事項に加えて、10年の日本にとって重要な問題は、まず新興国勢の動向だろう。

とりわけ、アジア諸国の躍進ぶりとその日本との関係である。

なにぶん、10年には中・韓・アセアン諸国の合計GNPがユーロ圏のそれを上回る事が確実視されている。

これを受け、経済界で《アジア市場での活動分を實質的な内需とする》戦略が台頭してきた。

それには「自由貿易協定」締結が先決だが、従来なかった発想として評価できる。

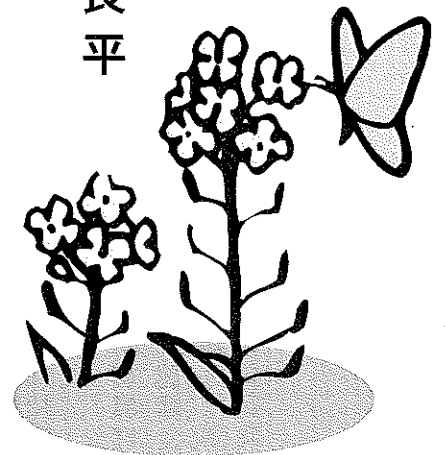
国内的には、円高忌避を脱するよう「円高による購買力向上が弱い内需の振興に寄与する」という積極論が主張され出した。

ただ、10年の経済環境は基本的に波乱含みと認識し、経済行為全般に（原則）慎重な構えで臨むことが望ましい。

「天に棄物なし」という 生き方が教えるものの

作家

神 渡 良 平



驚くべき宇宙の仕組み

私は脳梗塞で倒れて右半身不随になり、寝たきりなっていたことがある。

そのときは随分落ち込み、「もう俺の人生は終わりだ！　なんでこんな破目になったのか……」と嘆いていた。

ところがリハビリが効果を上げて社会復帰にこぎつけることができた。

そのことについて、ある日、洞察力の深い方にこう言われたことがある。

「あなたの体が麻痺して、寝たきりになっていたことには意味があったのです」

私は耳を疑った。とんだ災難だったと思っていたことに意味があったなんて。

「宇宙には仕組みがあるんです。欠けたるものがあるれば、それを補って余りあるものが育つという大原則があります。あなたは体が麻痺したために、それを補うように感性が育っていったのです……」

私はそれを聞きながら、思い当る節があった。あのことがなければ、私は能天気遊びほうけていただろう。あのことがあったがゆえに、気持ちが引き締められ、人生に取り組む姿勢が変わり、ものごとがシャープに見えてくるようになった。そして私は東洋思想に「天に棄物なし」という言葉があるのを思い起こしていた。

天には何一つとして捨て

たものがない。

どう見ても不利にしか見えないうようなことがらから大きな気づきを与え、実り豊かなワランク上の人へへと導いていかれるというのだ。

私はそれに同意し、自分の

思考に天という意識を持つようになつていった。

不思議なもので、「天に

棄物なし」という思想を持つと、少々のことがあつても動じなくなる。

事態は悪くなりほしくない

のであつて、このトラブルも私に大切なことに気づかせようとする天の配慮なのだと思つた。

それすらも感謝して受け止め、心耳を澄

まして聴き入ろうとする姿勢になつていく。

そして「状況を受け入れる」という姿勢自体が大きな底力を発揮することに気づいた。

抗わない生き方を つかんだ星野さん

群馬県みどり市に星野富弘さんという詩画家が住んでいる。

首の骨を折って全身麻痺になり、九年間のリハビリ生活の末に退院し、今は口に加えた絵筆で花の絵や詩を書いている。

大学を出て、中学教師になつたその年にマツト運動で失敗し、頭から落ちて首の骨を折つた。

救急車で病院に運ばれ、一命を取りとめたものの、

寝たきりの生活になつてしまった。

星野さんは人生に何の希望も喜びも感じられず、いつそ死ねばよかつたと落ち込んだ。

しかし、その星野さんに転機が訪れた。

子どもの頃、近くの渡良瀬川で溺れかけ、九死に一生を得て助かつたことを思い出した。

当時はまだ犬かきしかできず、川の中央の流れの早いところまで泳いで行き、流れが早くなると岸に引き返して、だんだん泳ぐ力をつけていた。

ところがあるとき、川の中央まで行き過ぎてしまい、流れに巻き込まれて流され始めた。

あわてて岸に戻ろうとしたがもう遅く、どんどん流されていく。

懸命に泳いだりが流れに押され、しこたま水を飲んで溺れかけた。

その瞬間、頭にひらめくものがあった。

(渡良瀬川は急流もあれば浅瀬もある。岸に戻ろうとしてあがくのではなく、そのまま流されていけば、足がつくような浅瀬に着くのではないか！)

そう思った星野少年はくると向きを変えて、川下に向けて泳ぎ出した。

するとしばらくして足がつく浅瀬についたのだ。

(ああ、助かった！)

星野さんは病床でそのことを思い出して、元気な頃と比べて気落ちするのではなく、全身麻痺には全身麻痺の生き方があるのではないかと思うようになった。

そう思ったら気が楽になった。新生した星野さんから生まれたのが次の詩である。

結婚指輪は

いらないうつた

朝、顔を洗うとき

私の顔を持ち上げるとき

私が痛くないように

結婚指輪は

いらないうつた

今、レースのカーテンを

つきぬけてくる

朝陽の中で

私の詩に来たあなたが

洗面器から冷たい水を

すくっている

その十本の指先から

金よりも銀よりも美しい

雫が落ちている

星野さんが元気いっぱいな体育教師だったら、花嫁さんのやさしさにおそらく

気づかなかつただろう。

でも何をするにも人の世話にならなければならぬ立場になって、人のやさしさに気づくようになった。その詩画が多くの人を慰め励ますようになった。

良寛の手紙の真意

良寛が至っていた心境も私たちには大変参考になる。良寛は七十歳の頃、地震に遭って苦しんでいる人にこんな手紙を書き送っている。

「災難に遭ふ時節には災難に遭ふがよく候。死ぬる時節には死ぬるが妙法にて候」

これは決して無責任なことを言っているのではなく、真理の核心を衝いたことを言っているように思える。抵抗しないので、事態が語りかけてくることに耳を澄ませ、いま自分は何をすべきか問うと、動揺した気持ちには失せ、的確な手順が見えてくる。

だからこそこんな短歌を

詠むことができたのだ。

炊くほどほ風が持て来る

落ち葉かな

裏を見せ表を見せて散る

紅葉

乞食坊主の良寛は子ども達が「毬ついで遊ぼう」と言ってくる時、「あいよ」と言って日がな一日遊んでいたという。

たとえ米櫃が空になっていても、托鉢に出て米を恵んでもらわなければ明日食べる米が無くて、それも従容と受け入れ、流れに身を任せていた。肩の力を抜いていたのだ。

だから佐渡ヶ島の庄屋解良栄重は『良寛禅師奇話』に良寛を評してこう書いている。

「良寛さんは私の家に宿泊されることがありました。

良寛さんが泊まっておられるだけで、上下が自ずから睡まじくなり、和気が家

に満ち、良寛さんが去っても数日は家内の人々が相和していました。

良寛さんには心の中を打ち明けることができ、清々しい気持ちになります。

「良寛さんは内外の経文を細解いて説教するわけでもなく、善を施しなさいと勧めるわけでもありません。あるときは厨房に下りて薪をくべていたかと思うと、座敷で坐禅しておられます。

良寛さんの話は詩文を語るわけでもなく、道義におけるよふわけでもなく、とても優游としていて、言葉で言い表すことはできません。良寛さんの道徳になかった立ち居振る舞いが、自ずから人を感化しております」

良寛の融通無碍な人柄が伝わってくるようだ。肩の力を抜いて天の導きに預けてしまえば、道は必ず開けていく。

「天に棄物なし」という言葉は私たちにそう語っているのではなからうか。

経営者の

胆力・覚悟・努力を問う

未来事業株式会社代表取締役・経営プロデューサー 吉岡憲章



今年「寅年」、その言葉の意味は、動く、すなわち「春が来て草木生ずる状態を表している」とされているようです。また、寅年生まれの人には「果敢に決断して、よく困難に耐え、進取の気性に富み思慮分別があり競争心が強い」というので、まさに、今年はこのようにないで、経営にあたり、大きく前進するチャンス的一年とも言えましょう。

さて、昨年11月には「デフレ宣言がなされ、私たちを取り囲む経済状況は、ことのほか厳しい先行きが予想されます。それは、中小企業にとっては、まるで不景気の荒波の中を小船で漂流するようなものかもしれません。このように時に、小船の船長（経営者）には、

船（わが社）の状態を把握し、進路をより安全な方向に舵を取る、沈着・冷静さが求められます。まさに社長の胆力が求められます。

自らの会社は経営者が守る以外に誰も守ってくれません。自分が信ずる方向に向かって突き進んでいくことです。あれこれ迷っていると、高波にもまれて沈没してしまふことになります。

まず、この押し寄せてくる波よりも早く改革策を実行することでしょう。

私の座右の銘は「常在活路」です。すなわち、「いつ、いかなる時にも必ず活路は拓ける」ことを信じ、自らの心にそのことを言い聞かせれば、怖いものはありません。たとえ、世の中の景気がどうであろうとも、

会社というものは社長次第です。経営者が何があるうとも「わが社を勝ち残させる、そのためには自分自身が先頭に立って苦難に立ち向かう」と覚悟をすることです。

こんな厳しい状態の中でも、キラキラと輝いている中小企業も沢山あることも認めましょう。このような会社の社長は地域における不況も行政の怠慢も、そして大不況の津波をも問題にしないほどの「我が社の売りもの」を磨きあげること熱中しています。

万一、会社が破綻したとき、どれほどの修羅場が待ち受けるのか。そのようにならないために生きている今、いくら辛くても経営改革を断行しなければなりません。一時期、経営者としてのプライドを投げ捨て、先頭に立って泥まみれで改革の場を駆け回る……。これこそ経営者の魂といえましょう。社長は、その魂を社員たちに伝えていただき

たい。「魂」は言葉だけではない。「思い」であり、「執念」であり、「覚悟」です。

この「改革の魂」が、炎のように社長が社員たちに伝えるとき、会社は世の中のどんな荒波にも勝つことができるのでしよう。

貴方の属する業界や地域の景況予測が、前年比2割ダウンすると予測するならば、3割の改革に早急に取り組むことです。すなわち、売上が3割落ちても耐えられる体質にするために、徹底したムダの排除をすることです。

そうすれば、その差の1割は、逆に利益となります。今こそ、社長の先見性と実行力と指導力が問われる時といえます。

昨日までの自分のやり方が今日も通じるとい保証はありません。したがって、世の中の「変化への対応の第一歩を速やかに踏み出す」ことができるかどうかで、その後の得られる成果は大きく変わってきます。

「窮すれば変ず、変ずれば通ず」という言葉があります。中間をとって「窮すれば通ず」と言われていますが、この言葉の大事なポイントには「変ず」というところにあります。「凄く困ったことがあれば、これまでも違った方向や方法をとったら、そこから解決する道が拓けてくるものだ」と、私は解釈しています。そして、経営者自身の心も変ずることです。

「これは行ける！」と思ったことは、すぐに取り入れ、実行に移すことです。

理屈は、何回繰り返しても理屈にしかならなりません。まず、やってみようではありませんか。誰にも負けないほどの努力が不可欠です。

そこから未来に向けての明るい光が見えてくることでしょう。今年こそ「社長の器」が問われます。つまり、経営者としての「胆力・覚悟・努力が試される年」と言えましょう。

22年度税制改正に向けて要望活動!

「法人税率の引下げと事業承継税制の確立を!」

胆江法人会では、全国法人会総連合で決議された「平成22年度の税制改正に関する提言」に基づいて、要望活動を行った。

国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、厳しい経済状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した税制の構築をと、法人税率の引下げと事業承継税制の確立を最重要課題として提示している。

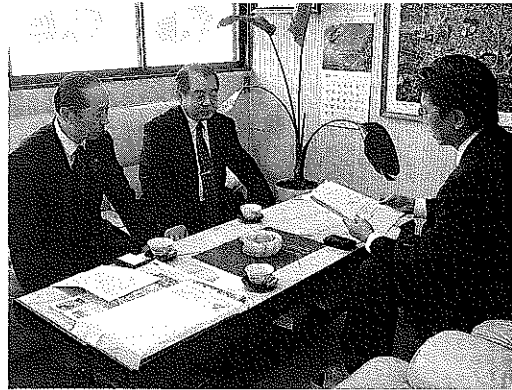
11月20日に、及川会長と後藤専務理事が、地元選出の国会議員の小沢一郎民主党幹事長、相原正明奥州市長、渡辺忠奥州市議会議長に提言書を手渡し、要望活動を行った。



奥州市長 相原正明 様 (岩井副市長)



奥州市議会議長 渡辺忠 様



衆議院議員 小沢一郎 様 (秘書)

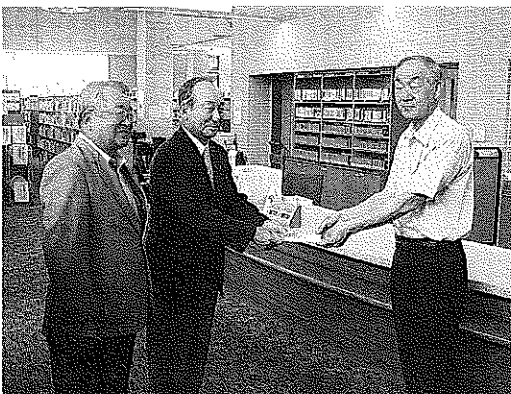
平成22年度税制改正に関するスローガン

- 待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を!
- 活力ある経済・社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を!
- わが国企業の国際競争力確保のためにも、法人税率の引き下げを!
- 適正・公正な課税、行政の効率化のため、納税者番号制度の導入に向けて検討を!
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を!
- 消費税率引き上げの前に、徹底した行革により行政のスリム化を!
- 道州制の導入の検討などにより、国と地方の役割分担を見直し、地方の再生を!
- 年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を!

ゴルフコンペチャリティー 江刺図書館へ寄付

7月11日に開催した胆江法人会ゴルフコンペでチャリティー基金を、奥州市立江刺図書館へ図書購入費として寄付しました。同コンペには会員38人が参加し、チャリティーホールを設けて行われました。

当会の高橋江刺支部長と菊地副支部長が同図書館へ訪れ、佐々木館長に図書カード三四、〇〇〇円分を手渡しました。佐々木館長は「開館一〇一年を迎えて新たな一歩を踏み出す年でもあり、一層の図書充実を図りたい」と感謝されました。本コンペは、毎年開催しており、社会貢献としてチャリティーも行っております。



青年部会レポート

全国青年の集い岩手大会 二千五百人の会員が結集し盛岡で開催！

11月5日から7日まで、第23回法人会全国青年の集い岩手大会が盛岡市で開催されました。北は北海道から南は沖縄まで、全国から約二、五〇〇名が集つてのビッグイベントでした。

5日は部会長サミットⅠ、6日は葛巻町長の講演などの部会長サミットⅡのほか、大会式典、「国家の品格」著者の藤原正彦氏による記念講演と大懇親会が、また、7日は中尊寺と前沢牛など県内の観光が行われました。

当会からも28名が参加し、大会の成功に向けて運営に携わりました。

数十年に一度の全国大会主管開催で、岩手県内の青年部会員が一丸となり企画・挙行した大会が深い思い出になりました。
次回は栃木県宇都宮で行われます。



式典に参加する当会会員



開会宣言をする菊池康弘大会副会長



受付を担当した女性部会長と会員

租税教育推進に貢献

水沢税務署長感謝状受賞

当青年部会が、租税教育推進に大きく貢献したとして、水沢税務署長感謝状を受賞しました。

11月13日、鈴木水沢税務署長と佐藤同法人課税部門統括官が奥州商工会議所を訪れ、小野寺青年部会長へ感謝状の記念楯を贈りました。

当会では二〇〇〇年度から、将来を担ってゆく子供たちへ税の大切さを解って頂くとうと、「小学生による税のポスター展」を開催しており、その活動が評価されて晴の受賞となりました。



全法連青年部会張会長を案内する小野寺部会長(中尊寺にて)

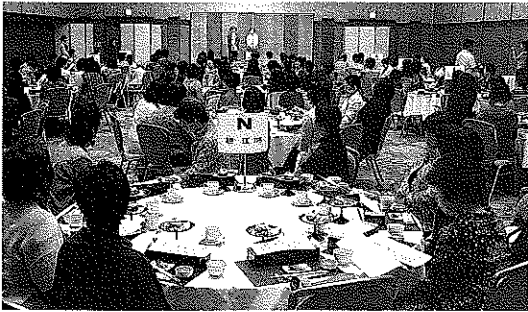
女性部会レポート

岩手県連研修会を
当会主管で開催

岩手県法人会連合会女性部会連絡協議会の第11回特別研修の集いが、当会と一関地区法人会が主管となり、9月25日に総勢一三七名の参加のもと開催されました。

当日はプラザイン水沢に集合し、開会行事と昼食を楽しんだ後、平泉・中尊寺を訪れ、本堂で山田貫首の講演を拝聴し、金色堂や讚衡蔵の見学をしました。その後、毛

越寺の見学をし、一路水沢へ。斎藤實記念館で見学とお茶を頂きました。



社会貢献バザー
社会福祉へ寄付



社会貢献事業として毎年開催しているバザーを9月20日、水沢商人まつりで行いました。会員から寄せられた洋服や食器、タオルなどの日用品を安値で販売しました。

この売上金全額五四、六九〇円を、胆江地区社会福祉連絡会へ寄付しました。奥州市と金ヶ崎町の社会福祉に役立てられており、同協議会から感謝されております。

カメラ スケッチ



税務署法人統括官を講師に税金教室



県連研修会 毛越寺にて



研修旅行会 松島・瑞巖寺にて



地元見学会 胆沢ダム工事現場にて

国 税 だ よ り

胆江法人会会員の皆様へ

水沢税務署

御社の社員の皆様への確定申告情報提供のお願い ～申告書の作成もできる国税庁ホームページのご案内～

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、「確定申告特集ページ」が開設されていますが、その中の「源泉徴収義務者の方へ」に給与所得者の皆様へのお知らせが掲載されています。最近では会社員の方でも確定申告をする方が増えており、そのような方に、申告書が簡単に作成できる「確定申告書等作成コーナー」のご案内をするものとなっています。

つきましては、御社の社員の皆様に次の方法で情報提供していただくようご協力をお願いいたします。

- ① 国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集ページ」のバナーをクリック
- ② 「源泉徴収義務者の方へ」をクリック
- ③ 給与所得者の皆様へのお知らせをダウンロード（7種類のデータの中からお選びください。）
- ④ 回覧、配布、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供

○ 税務署からのお知らせ

よくある税の質問にお答えする手段としてご利用いただいております「タックスアンサー」のうち、「電話音声・ファクシミリ」サービスは、平成21年11月30日をもって、サービスを終了させていただきました。

今後は、「インターネット（携帯電話サイトを含む）」のタックスアンサーの充実に努めてまいりますので、お気軽にご利用願います。

（国税庁ホームページ [http://www.nta.go.jp/] からのご利用が便利です。）

また、税に関する一般的なご相談は、お近くの税務署にお電話いただき、音声案内に従い「1番」を選択していただければ、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

国税に関する申告・納税がインターネットで行えます。

e-Tax

ネットでもどこでも申告・納税

「e-Tax」を利用して所得税を申告すると
次のようなメリットがあります。

最高5,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付金がスピーディー



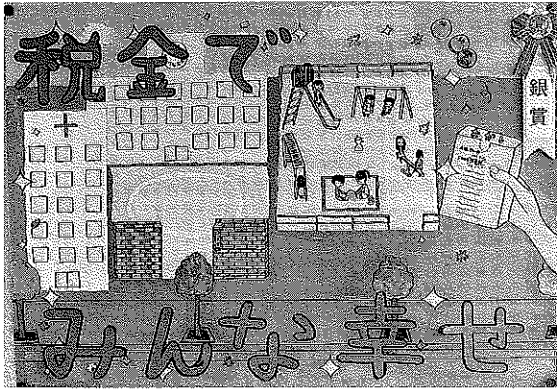
法人会キャラクターけんた

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

法人会

「e-Tax」ホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp



銀賞 衣川小学校 6年生 太田琴巳さん

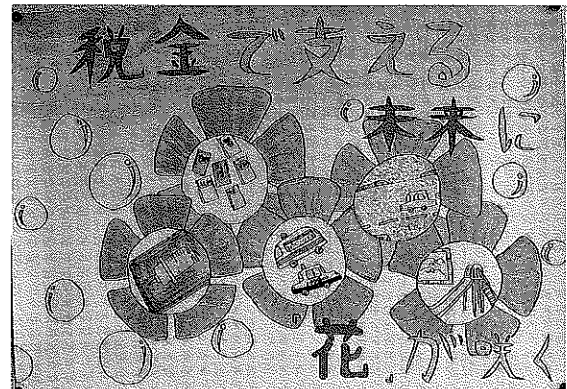
小学生による税のポスター展

11月の税を考える週間にポスター展を開催しました。管内の小学校6年生、23学校から過去最高の175点の力作が寄せられました。

金賞・銀賞・銅賞の作品を紹介します。(金賞は表紙)



銅賞 前沢小学校 6年生 柴田優希さん



銅賞 水沢小学校 6年生 佐々木萌笑さん

アフラックは「がん保険」も「医療保険」も契約件数 **No.1**
(平成20年度「インシ」アランス生命保険統計号より)

法人会
 会員企業に
 お勤めの
 皆様には

お1人から
 でも

集団取扱料率の
 割安な保険料で
 ご加入いただけます。



がん保険から
 考えるならこちら

— 法人会 —
 生きる気持ちに、本気で応える
がん保険
フォルテ
 トータルケアプラン LOVE150

病気やケガから
 考えるならこちら
 — 法人会 —

もっと頼れる医療保険
新EVER
エヴァー

資料請求いただいたお客様の個人情報の利用目的は、①当社、その関連会社・提携会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理、②当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実となります。また、これらの利用目的のために個人情報当社指定の代理店に提供されることにご了承ください。

■引受保険会社(お問い合わせ先)

「生きる」を創る。

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

盛岡支社

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス13F
 募集文書番号/A F法推-2009-0047-0912010 7月16日

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度 **企業保障プラン疾病重点型**

生活障害保障型L

◎大同生命の無配当満期定期保険（生活障害保障型）

万一の場合は
もちろん

所定の「生活障害状態」の場合に保険金をお支払いします!

生存中にお受取り

「生活障害状態」とは、生活障害保険金をお支払いする大同生命所定の「高度障害状態および要介護状態」をいいます。

たとえば、このような場合に生活障害保険金をお支払いします。



交通事故で
下半身不随
(高度障害状態)



咽喉がんで
声帯を全摘出
(高度障害状態)



脳梗塞の後遺症で
歩行・食事・入浴が
1人でできない
(要介護状態)



アルツハイマー病
による所定の
認知症
(要介護状態)

◎生活障害保険金のお支払い事由は、公的介護保険制度における要介護認定の基準や身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付基準等とは異なります。

◎死亡保険金と生活障害保険金は、重複してのお支払いはいたしません。

◎生活障害保険金の詳細については、「設計書(契約概要)」「重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」をご覧ください。

◎この保険には配当金・満期保険金はありません。

◎この制度は法人会会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合、保険料率の引き上げ等のお取扱となる場合があります。なお、新規ご加入は保険金額3000万円以上、法人契約のみのお取扱となります。

◎この資料は平成21年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

盛岡営業支社 県南営業所/奥州市水沢区東町4番地(ダイコー志番館3F)
TEL 0197-29-5619

F-20-1035①(平成21年3月9日)



定額+賠償の「ダブル補償」で、
万一の労働災害から企業経営を守ります。

定額補償 業務中のケガ等による入院や通院、万一の死亡、後遺障害を補償。

+

賠償補償 死亡事故での法律上の損害賠償責任を1災害500万円まで補償。

さらに

高額賠償時代に対応!!

補償額をアップの上、死亡以外の業務上の身体の障害による法律上の賠償責任も最高1億円まで補償することができます。

※使用者賠償責任補償特約をセットした場合

(ハイパー任意労災の特長)

◎従業員はもちろん、パート・アルバイト、派遣社員・構内下請作業員まで貴社の業務に携わる全員を補償。

◎業務中はもちろん、通勤途上のケガも補償。

◎保険金の会社受取が可能。◎ご契約時に補償の対象となる方の商売を頂くことにより会社受取が可能となります。

◎従業員数に関係なく売上高と事業種類から保険料を算出するシンプルな方式。

◎人員の増加・入替りがあっても保険料は不変。

◎24時間電話健康相談サービスは無料でご提供。

※標準保険料方式のご契約の場合は、保険期間終了後に精算する必要があります。

※本サービスは、AIU保険会社の専任先であるティーベック株式会社から提供します。ティーベック株式会社は本サービスのご提供にあたり

取得した情報は、貴社に開示することができますので、あらかじめご了承ください。

※なお、本サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

◎近年、労災の申請・認定件数ともに増加傾向にある過労死(労務認定された脳・心疾患等による死亡)を補償します。◎死亡補償保険金のお支払いに際しては、死亡の原因となった脳・心疾患等を発症した日および死亡した日

が保険期間中であることが条件となります。詳しくは取組代理店または弊社までお問い合わせください。

法人会の「会員専用」ネットワーク

ハイパー任意労災
業務災害総合保険

引受保険会社

AIU AIU保険会社
〒130-8560 東京都葛飾区辰屋敷1-2-4
TEL 03-3216-6611

お問い合わせ・資料のご請求は今すぐ

0120-321-564

通話料 無料 | 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

FAX 03-5619-2529

ホームページ <http://www.aiu.co.jp>

このご案内は保険の概要をご説明したものです。この保険の詳細につきましては弊社、または弊社代理店にお問い合わせください。

A-000106 2009年11月現在の内容です。